８文科初第 1680 号
令和８年 11 月 24 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各　都　道　府　県　知　事
附属学校を置く各国公立大学法人学長　　殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第１２条第
１項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
茂　里　　毅
文部科学省総合教育政策局長
淵　上　　孝
文部科学省高等教育局長
合　田　哲　雄

学校における校外活動の安全確保の徹底等に関するフォローアップ結果
及びこれを踏まえた対応について（通知）

この度、「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」（令和８年４月７日付８文科初第 58 号文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長通知。以下「令和８年４月通知」という。）を踏まえ、各学校及び設置者における「学校における校外活動の安全確保の徹底等に関するフォローアップ」を実施し、その結果を取りまとめました（別添１）。

例えば、学校安全に係る取組に関し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）における学校の責務に係る規定は、設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものと平成 20 年の改正法公布時に通知するなど、学校及び設置者においては、法令等に基づく対応が求められているところです。

令和８年４月通知では、各学校における校外活動の実施に当たり、改めて、安全の確保のために配慮いただきたい点や教育活動として適切に計画・実施していただくに当たって留意いただきたい点等を通知し、対応の徹底を要請したところですが、今回のフォローアップにおいて、未だ十分な対応に至っていない学校や設置者が一定数存在することも明らかになりました。

こうしたことを踏まえ、下記に、今回のフォローアップの結果の概要及びこれを踏まえた対応についてまとめましたので、各学校におかれては、法令や関係通知等を踏まえるとともに、下記の点も参考としながら、引き続き、学校や地域の実態に応じて、学校におけ

る校外活動の安全確保の徹底等が図られるよう、取組の徹底をお願いします。

加えて、特に高等学校等については、社会全体で高校教育の支援を行っていく観点から、本年４月に新たな高等学校就学支援金制度が開始され、その適切な実施とともに、その教育活動や学校運営に対して期待と責任が求められていることを踏まえ、各都道府県知事にあっては所轄の私立学校及び学校法人において適切な運営がなされるよう、必要な指導・助言を行っていただきますようお願いします。

これらのことについて、各都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県においては所轄の学校及び学校法人に対して、国公立大学法人にあっては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人にあっては設置する学校に対して、大学を設置する学校設置会社にあっては設置する学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体にあっては認可した学校に対して、適切に周知するようお願いします。

なお、本フォローアップの結果について、各自治体の教育委員会会議や各学校法人の理事会、評議員会、国公立大学法人の役員会等において、令和８年４月通知も含めて状況を共有するなどして、設置者、設置校における取組の推進に向けた、効果的な周知に取り組んでいただくようお願いします。

記

１．学校における校外活動時の安全の確保について

今回のフォローアップでは、危機管理マニュアルを「備えていない」学校はなかったものの、令和８年４月通知を踏まえ、「点検を行う予定はない」と回答した学校が 30 校（ただし、閉校予定や新設校である学校を含む）あることは遺憾であり、「今後点検を行う予定」としていた学校も含め、早急に点検を行っていただくようお願いします。

また、教育委員会の 3.2%、国公立大学法人の 3.4%、学校法人の 12.9%は、令和８年４月通知を踏まえた危機管理マニュアルの点検の指示について、回答時点において「今後行う予定」として点検指示を行っていません。さらに、点検指示を行ったもののうち、教育委員会の 8.4%、国公立大学法人の 5.3%、学校法人の 9.0%は、回答時点において、学校の点検完了を待っているものも含め、点検結果の報告を受けていないことも明らかになっています。令和８年４月通知において示したとおり、設置者として記載内容を点検し、必要に応じて改定等を行うよう要請したにもかかわらず、未だ点検指示を行っていない設置者や、点検結果の報告を受けていない設置者が見受けられることは遺憾です。直ちに点検指示を行い、報告を受けるようお願いします。

繰り返しになりますが、学校保健安全法における学校の責務に係る規定は、設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものと平成 20 年の改正法公布時に通知しています。具体的には、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年２月）において、学校の危機管理マニュアルの見直し状況を含め、学校の危機管理体制や安全確保の対策等につい

て、定期的に実態を把握し、指導・助言を行うことを記載しています。

また、学校の危機管理マニュアルは、常に新たな知見・情報や社会情勢等の変化に合わせて改定していくことが必要です。「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」（令和３年６月）等を参照の上、危機管理マニュアルの見直し・改善に取り組んでいただくようお願いします。

さらに、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」では、教職員全員で危機管理マニュアルの内容と役割を理解するための研修機会を設けることとしており、今回の点検等の機会を捉えて、研修会や職員会議を開催するなど教職員等への周知徹底をお願いします。

２．旅行・集団宿泊的行事（※）における留意点について

（※）中学校・高等学校学習指導要領では「旅行・集団宿泊的行事」、小学校学習指導要領では「遠足・集団宿泊的行事」と規定されている

今回のフォローアップでは、フォローアップの回答日時点で、既に旅行・集団宿泊的行事を実施した学校のうち、例えば、

- 「計画・実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、これらの内容や行程等の詳細について、児童生徒や保護者に予め十分に説明した」と回答した学校の割合は、98.0%
- 「事前の実地調査や関係者間での打合せなどにより、経路、交通機関、行程の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、安全に実施するために必要十分な情報を予め確認した」と回答した学校の割合は、91.6%
- 「引率教職員の数は、必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにした」と回答した学校の割合は、92.2%

等となっており、いずれの項目についても、実施していない学校が一定数存在することが明らかになりました。このことは、回答日以降に旅行・集団宿泊的行事実施予定の学校についても概ね同様の結果となっています。

上記の留意点については、これまでも学習指導要領解説（特別活動編）や関係通知において、対応の徹底を要請してきた事項であり、旅行・集団宿泊的行事を実施する全ての学校において御対応いただく必要があると考えておりますが、未だ実施していない学校が見受けられることは遺憾です。つきましては、旅行・集団宿泊的行事の実施に当たっては、各学校において、児童生徒等の安全を確保するための対応を徹底するとともに、学校の設置者は、各学校の計画について十分な実態の把握と必要な指導を行っていただくようお願いします。

また、今回のフォローアップでは、学校法人が設置する学校における旅行・集団宿泊行事の計画の適切性に関する重層的なチェック体制を「整備する予定はない」と回答した学校法人（学校設置会社を含む）が 1.0%存在し、「整備されている」と回答した学校法人においても、重層的なチェック体制の構築がいまだ不十分な事例も見られました。学校法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備は、理事会の必要的決定事項であることを踏まえ、各学校法人におかれては、各学校が作成した計画の適切性や安全性の確保を確認する体

制について、学校法人として意思決定を行うよう改めて御留意いただくとともに、その設置する学校において、旅行・集団的宿泊行事の企画実施を担当する職員に対し必要な指導を行っていただくなど、十分な体制の構築に努めていただくようお願いします。

３．適切な教育活動の実施について

今回のフォローアップでは、学校として旅行・集団宿泊的行事に係る教育活動を計画・実施するに当たり、法令や関係通知等を踏まえ、確認（自己点検）等を行ったかの質問に対し、「確認の予定はない」と回答している設置者は、12 団体ありました。令和８年４月通知において示したとおり、各学校における校外活動の実施内容が適切であるかについて、学校を管理する設置者として確認し、必要に応じて見直しを行うことが重要である中で、学校任せとなっている実態が一部に見受けられたことは遺憾です。

また、「確認（自己点検）及び見直しを今後行う予定」と回答した学校及び設置者におかれても、旅行・集団宿泊的行事の計画・実施にあたり、関係法令及び通知等の趣旨を踏まえて、すみやかに必要な確認及び見直しを実施していただく必要があります。

旅行・集団宿泊的行事に係る教育活動を計画・実施するに当たっては、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 14 条第２項や関係通知等を踏まえ、適切に計画・実施されることが重要であることから、上記に掲げる「確認（自己点検）及び見直しを行う予定はない」と回答した学校法人並びに「確認（自己点検）及び見直しを今後行う予定」と回答した学校及び設置者においては、すみやかに令和８年４月通知を踏まえた確認を行い、その結果に応じて、必要な見直しを行っていただくよう、お願いします。

【参考別添】

別添１：学校における校外活動の安全確保の徹底等に関するフォローアップ結果（令和８年 11 月 24 日）

別添２：「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）（令和８年４月７日付８文科初第 58 号文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長通知）

＜本件担当＞
（本フォローアップ全体及び旅行・集団宿泊的行事について）
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
ＴＥＬ　03-5253-4111（内線 2389）
（校外活動時の安全管理について）
文部科学省総合教育政策局男女共同参画
共生社会学習・安全課
ＴＥＬ　03-5253-4111（内線 2966）
（教育課程上の取扱い等について）
文部科学省初等中等教育局教育課程課
ＴＥＬ　03-5253-4111（内線 2073）
（私立学校制度について）
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
ＴＥＬ　03-5253-4111（内線 2533）

別添１

令和８年 11 月 24 日

学校における校外活動の安全確保の徹底等に関するフォローアップ結果

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課

調査の背景

令和８年３月に発生した、京都府内の高等学校における校外活動中に生徒に死傷者が出た重大な事故を踏まえ、先般、文部科学省より、「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」（令和８年４月７日付８文科初第 58 号文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長通知。以下「通知」という。）を発出し、今後の各学校における校外活動の実施に当たり、改めて、安全の確保のために配慮いただきたい点や教育活動として適切に計画・実施していただくに当たって留意いただきたい点等について、対応の徹底を要請したところ。

併せて、同通知において、本年度の学校における校外活動の実施に当たり、改めて安全性が確保されているか、その実施内容が適切であるかについて確認いただくとともに、必要に応じて見直しを図っていただくよう要請したところだが、このたび、各学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）及び設置者の取組状況に関し、フォローアップを実施した。

調査対象

（学校）国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
（設置者）都道府県・指定都市・市区町村教育委員会、附属学校を置く国公立大学法人、学校法人（学校設置会社含む）

回答数

・国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校　34,223 校
（国立　203 校 / 公立　31,550 校 / 私立　2,470 校）
・都道府県・指定都市・市区町村教育委員会　1,805 教育委員会
・附属学校を置く国公立大学法人　59 法人
・学校法人（学校設置会社含む）　1,228 法人
※ 表中の「割合（%）」は四捨五入しているため、100%にならない場合がある。

調査期間

令和８年６月 26 日～７月 31 日

【学校向け設問（国公私立分）】

（１）学校における校外活動時の安全の確保について

問１　学校保健安全法で各学校に作成が義務付けられている「危機管理マニュアル」を備えているか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
備えている	34,223	100
備えていない	0	0

※　危機管理マニュアルは、学校保健安全法第 29 条に基づき、各学校において作成することが義務付けられている。なお、必ずしも「危機管理マニュアル」との名称である必要はなく、様々な危機発生時において当該学校の教職員がとるべき措置の内容や手順を定めたマニュアルが存在する場合には、「備えている」という整理としている。（以降の学校向け設問では説明省略）

問２　問１で「備えている」を選択した場合、「危機管理マニュアル」の記載内容について、通知を踏まえ、点検を行ったか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
点検を行った	24,844	72.6
今後点検を行う予定	9,349	27.3
点検を行う予定はない	30	0.1

※　「点検を行う予定はない」と回答している学校には、閉校予定や新設校である学校を含む。

問３　問２で「点検を行った」を選択した場合、点検結果を踏まえ、「危機管理マニュアル」の改定を行ったか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
改定を行った	9,725	39.1
今後改定を行う予定	13,273	53.4
改定を行う予定はない	1,846	7.4

※　点検を行った結果、内容が十分であれば、マニュアル改定を行う必要はない。

問４　問３で「改定を行った」を選択した場合、校外活動に関し、以下のような記載はなされているか。（近いものを選択。複数選択可）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
校外活動先における事前調査に関すること	7,427	76.4
活動中における気象情報や、悪天候などで活動ができない場合の代案等に関すること	7,141	73.4
訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整に関すること	6,843	70.4
引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員等との定期的な連絡方法に関すること	7,523	77.4
児童生徒が教職員から離れて活動する場合の児童生徒から教職員への報告体制や学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制の整備に関すること	6,997	71.9
校外活動における緊急時の対応等についての保護者への情報提供に関すること	7,539	77.5
活動に関する児童生徒への事前の安全教育・指導に関すること	7,375	75.8
障害のある児童生徒等の特性に応じた配慮や、一人で避難できない児童生徒への対応等に関すること	5,564	57.2

※　改定した結果、マニュアルに記載されることになった内容全てを回答している学校がある一方で、改定した際に新たに記載した内容だけを回答している学校がある。

問５　今年度実施済み又は実施予定の国内の校外活動において、船舶を利用したこと又は船舶を利用する予定はあるか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
利用したことがあり、今後も利用予定がある	5,703	16.7
利用したことがあるが、今後は利用予定はない	1,516	4.4
利用したことがないが、今後は利用予定がある	1,438	4.2
利用したことがなく、今後の利用予定もない	24,977	73.0
未定	589	1.7

問６　問５で「利用したことがあり、今後も利用予定がある」又は「利用したことがあるが、今後は利用予定はない」を選択した場合、海上運送法の許認可を取得した事業者を選定したか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
選定した	6,223	86.2
選定していない	996	13.8

※　「選定していない」には、海上運送法上の手続きを必要としないエンジンのないゴムボートなどによる活動を行う学校が含まれている。

問７　問５で「利用したことがあり、今後も利用予定がある」又は「利用したことがないが、今後は利用予定がある」を選択した場合、海上運送法の許認可を取得した事業者を選定する予定はあるか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
選定予定	6,130	85.8
選定予定なし	838	11.7
分からない	173	2.4

※　「選定予定なし」には、海上運送法上の手続きを必要としないエンジンのないゴムボートなどによる活動を行う学校が含まれている。

（２）旅行・集団宿泊的行事における留意点について

問８　貴校のいずれかの学年において、回答日時点で、今年度、旅行・集団宿泊的行事を実施したか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
実施した	20,707	60.5
実施していない	13,516	39.5

問９　問８で「実施した」を選択した場合、通知等を踏まえ、以下の対応を取ったか。（複数選択可）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
計画・実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、これらの内容や行程等の詳細について、児童生徒や保護者に予め十分に説明した	20,296	98.0
事前の実地調査や関係者間での打合せなどにより、経路、交通機関、行程の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、安全に実施するために必要十分な情報を予め確認した	18,969	91.6
引率教職員の数は、必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにした	19,097	92.2
関係業者を利用する場合には、関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって旅行・集団宿泊的行事の安全確保につき万全を期した	18,112	87.5
関係業者について、信用度等を十分に調査したうえで利用し、これと不明朗な関係を持つことのないよう注意した	17,517	84.6
旅客運送を利用する場合には、その安全確保（例：関係業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）を予め確認した	16,853	81.4
児童生徒への事前の安全指導を徹底した	18,952	91.5

※　通知等を踏まえ、対応を行った内容全てを回答している学校がある一方で、新たに対応した内容だけを回答している学校がある。

問 10　貴校のいずれかの学年において、回答日以降、今年度、旅行・集団宿泊的行事を実施する予定はあるか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
実施する予定	26,227	76.6
実施する予定はない	7,996	23.4

問 11　問 10 で「実施する予定」を選択した場合、通知等を踏まえ、以下の対応を取る予定はあるか。（複数選択可）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
計画・実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、これらの内容や行程等の詳細について、児童生徒や保護者に予め十分に説明する予定	25,822	98.5
事前の実地調査や関係者間での打合せなどにより、経路、交通機関、行程の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、安全に実施するために必要十分な情報を予め確認する予定	24,051	91.7
引率教職員の数は、必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにする予定	24,217	92.3
関係業者を利用する場合には、関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって旅行・集団宿泊的行事の安全確保につき万全を期する予定	23,237	88.6
関係業者について、信用度等を十分に調査したうえで利用し、これと不明朗な関係を持つことのないよう注意する予定	22,999	87.7
旅客運送を利用する場合には、その安全確保（例：関係業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）を予め確認する予定	22,687	86.5
児童生徒への事前の安全指導を徹底する予定	24,188	92.2

※　通知等を踏まえ、対応する予定とした内容全てを回答している学校がある一方で、新たに対応する予定の内容だけを回答している学校がある。

（３）適切な教育活動の実施について

問 12　学校として旅行・集団宿泊的行事に係る教育活動を計画・実施するに当たって、教育基本法第１４条第２項や「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成２７年１０月２９日付初等中等教育局長通知）、「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」（令和８年４月７日付通知）等を踏まえ、確認（自己点検）等を行ったか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
確認（自己点検）及び見直しを実施した（見直しの必要がないと判断した場合を含む）	23,810	70.1
確認（自己点検）及び見直しを実施中	3,941	11.6
確認（自己点検）及び見直しを今後行う予定	6,205	18.3
確認（自己点検）及び見直しを行う予定はない	0	0

※　旅行・集団宿泊的行事に係る教育活動を計画・実施するに当たって、その内容に政治的教養の教育に関連する要素がないことを「理由」欄に記載した上で、「確認（自己点検）及び見直しを行う予定はない」と回答しているケースについて、この場合は「見直しの必要がないと判断した」こととなるため、「確認（自己点検）及び見直しを実施した」ことに含めるものと整理する。（以降の学校向け設問では説明省略）

※　問８で「実施していない」及び問 10 で「実施する予定はない」を選択した学校は回答していない。（以降の学校向け設問では説明省略）

【学校向け設問（国立）】

（１）学校における校外活動時の安全の確保について

問１　学校保健安全法で各学校に作成が義務付けられている「危機管理マニュアル」を備えているか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
備えている	203	100
備えていない	0	0

問２　問１で「備えている」を選択した場合、「危機管理マニュアル」の記載内容について、通知を踏まえ、点検を行ったか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
点検を行った	152	74.9
今後点検を行う予定	51	25.1
点検を行う予定はない	0	0

問３　問２で「点検を行った」を選択した場合、点検結果を踏まえ、「危機管理マニュアル」の改定を行ったか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
改定を行った	52	34.2
今後改定を行う予定	84	55.3
改定を行う予定はない	16	10.5

問４　問３で「改定を行った」を選択した場合、校外活動に関し、以下のような記載はなされているか。（近いものを選択。複数選択可）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
校外活動先における事前調査に関すること	37	71.2
活動中における気象情報や、悪天候などで活動ができない場合の代案等に関すること	39	75.0
訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整に関すること	32	61.5
引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員等との定期的な連絡方法に関すること	40	76.9
児童生徒が教職員から離れて活動する場合の児童生徒から教職員への報告体制や学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制の整備に関すること	32	61.5
校外活動における緊急時の対応等についての保護者への情報提供に関すること	40	76.9
活動に関する児童生徒への事前の安全教育・指導に関すること	34	65.4
障害のある児童生徒等の特性に応じた配慮や、一人で避難できない児童生徒への対応等に関すること	25	48.1

問５　今年度実施済み又は実施予定の国内の校外活動において、船舶を利用したこと又は船舶を利用する予定はあるか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
利用したことがあり、今後も利用予定がある	46	22.7
利用したことがあるが、今後は利用予定はない	17	8.4
利用したことがないが、今後は利用予定がある	7	3.4
利用したことがなく、今後の利用予定もない	130	64.0
未定	3	1.5

問６　問５で「利用したことがあり、今後も利用予定がある」又は「利用したことがあるが、今後は利用予定はない」を選択した場合、海上運送法の許認可を取得した事業者を選定したか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
選定した	60	95.2
選定していない	3	4.8

問７　問５で「利用したことがあり、今後も利用予定がある」又は「利用したことがないが、今後は利用予定がある」を選択した場合、海上運送法の許認可を取得した事業者を選定する予定はあるか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
選定予定	51	96.2
選定予定なし	2	3.8
分からない	0	0

（２）旅行・集団宿泊的行事における留意点について

問８　貴校のいずれかの学年において、回答日時点で、今年度、旅行・集団宿泊的行事を実施したか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
実施した	138	68.0
実施していない	65	32.0

問９　問８で「実施した」を選択した場合、通知等を踏まえ、以下の対応を取ったか。（複数選択可）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
計画・実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、これらの内容や行程等の詳細について、児童生徒や保護者に予め十分に説明した	138	100
事前の実地調査や関係者間での打合せなどにより、経路、交通機関、行程の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、安全に実施するために必要十分な情報を予め確認した	133	96.4
引率教職員の数は、必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにした	133	96.4
関係業者を利用する場合には、関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって旅行・集団宿泊的行事の安全確保につき万全を期した	129	93.5
関係業者について、信用度等を十分に調査したうえで利用し、これと不明朗な関係を持つことのないよう注意した	123	89.1
旅客運送を利用する場合には、その安全確保（例：関係業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）を予め確認した	120	87.0
児童生徒への事前の安全指導を徹底した	135	97.8

問 10　貴校のいずれかの学年において、回答日以降、今年度、旅行・集団宿泊的行事を実施する予定はあるか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
実施する予定	168	82.8
実施する予定はない	35	17.2

問 11　問 10 で「実施する予定」を選択した場合、通知等を踏まえ、以下の対応を取る予定はあるか。（複数選択可）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
計画・実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、これらの内容や行程等の詳細について、児童生徒や保護者に予め十分に説明する予定	168	100
事前の実地調査や関係者間での打合せなどにより、経路、交通機関、行程の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、安全に実施するために必要十分な情報を予め確認する予定	162	96.4
引率教職員の数は、必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにする予定	163	97.0
関係業者を利用する場合には、関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって旅行・集団宿泊的行事の安全確保につき万全を期する予定	162	96.4
関係業者について、信用度等を十分に調査したうえで利用し、これと不明朗な関係を持つことのないよう注意する予定	155	92.3
旅客運送を利用する場合には、その安全確保（例：関係業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）を予め確認する予定	156	92.9
児童生徒への事前の安全指導を徹底する予定	164	97.6

（３）適切な教育活動の実施について

問 12　学校として旅行・集団宿泊的行事に係る教育活動を計画・実施するに当たって、教育基本法第１４条第２項や「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成２７年１０月２９日付初等中等教育局長通知）、「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」（令和８年４月７日付通知）等を踏まえ、確認（自己点検）等を行ったか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
確認（自己点検）及び見直しを実施した（見直しの必要がないと判断した場合を含む）	147	72.4
確認（自己点検）及び見直しを実施中	22	10.8
確認（自己点検）及び見直しを今後行う予定	34	16.7
確認（自己点検）及び見直しを行う予定はない	0	0

【学校向け設問（公立）】

（１）学校における校外活動時の安全の確保について

問１　学校保健安全法で各学校に作成が義務付けられている「危機管理マニュアル」を備えているか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
備えている	31,550	100
備えていない	0	0

問２　問１で「備えている」を選択した場合、「危機管理マニュアル」の記載内容について、通知を踏まえ、点検を行ったか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
点検を行った	23,172	73.4
今後点検を行う予定	8,355	26.5
点検を行う予定はない	23	0.1

問３　問２で「点検を行った」を選択した場合、点検結果を踏まえ、「危機管理マニュアル」の改定を行ったか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
改定を行った	9,051	39.1
今後改定を行う予定	12,411	53.6
改定を行う予定はない	1,710	7.4

問４　問３で「改定を行った」を選択した場合、校外活動に関し、以下のような記載はなされているか。（近いものを選択。複数選択可）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
校外活動先における事前調査に関すること	6,868	75.9
活動中における気象情報や、悪天候などで活動ができない場合の代案等に関すること	6,620	73.1
訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整に関すること	6,297	69.6
引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員等との定期的な連絡方法に関すること	6,940	76.7
児童生徒が教職員から離れて活動する場合の児童生徒から教職員への報告体制や学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制の整備に関すること	6,465	71.4
校外活動における緊急時の対応等についての保護者への情報提供に関すること	6,958	76.9
活動に関する児童生徒への事前の安全教育・指導に関すること	6,853	75.7
障害のある児童生徒等の特性に応じた配慮や、一人で避難できない児童生徒への対応等に関すること	5,220	57.7

問５　今年度実施済み又は実施予定の国内の校外活動において、船舶を利用したこと又は船舶を利用する予定はあるか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
利用したことがあり、今後も利用予定がある	5,031	15.9
利用したことがあるが、今後は利用予定はない	1,304	4.1
利用したことがないが、今後は利用予定がある	1,284	4.1
利用したことがなく、今後の利用予定もない	23,401	74.2
未定	530	1.7

問６　問５で「利用したことがあり、今後も利用予定がある」又は「利用したことがあるが、今後は利用予定はない」を選択した場合、海上運送法の許認可を取得した事業者を選定したか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
選定した	5,396	85.2
選定していない	939	14.8

問７　問５で「利用したことがあり、今後も利用予定がある」又は「利用したことがないが、今後は利用予定がある」を選択した場合、海上運送法の許認可を取得した事業者を選定する予定はあるか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
選定予定	5,352	84.8
選定予定なし	809	12.8
分からない	154	2.4

（２）旅行・集団宿泊的行事における留意点について

問８　貴校のいずれかの学年において、回答日時点で、今年度、旅行・集団宿泊的行事を実施したか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
実施した	19,148	60.7
実施していない	12,402	39.3

問９　問８で「実施した」を選択した場合、通知等を踏まえ、以下の対応を取ったか。（複数選択可）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
計画・実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、これらの内容や行程等の詳細について、児童生徒や保護者に予め十分に説明した	18,767	98.0
事前の実地調査や関係者間での打合せなどにより、経路、交通機関、行程の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、安全に実施するために必要十分な情報を予め確認した	17,452	91.1
引率教職員の数は、必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにした	17,574	91.8
関係業者を利用する場合には、関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって旅行・集団宿泊的行事の安全確保につき万全を期した	16,672	87.1
関係業者について、信用度等を十分に調査したうえで利用し、これと不明朗な関係を持つことのないよう注意した	16,138	84.3
旅客運送を利用する場合には、その安全確保（例：関係業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）を予め確認した	15,493	80.9
児童生徒への事前の安全指導を徹底した	17,479	91.3

問 10　貴校のいずれかの学年において、回答日以降、今年度、旅行・集団宿泊的行事を実施する予定はあるか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
実施する予定	23,795	75.4
実施する予定はない	7,755	24.6

問 11　問 10 で「実施する予定」を選択した場合、通知等を踏まえ、以下の対応を取る予定はあるか。（複数選択可）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
計画・実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、これらの内容や行程等の詳細について、児童生徒や保護者に予め十分に説明する予定	23,450	98.6
事前の実地調査や関係者間での打合せなどにより、経路、交通機関、行程の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、安全に実施するために必要十分な情報を予め確認する予定	21,725	91.3
引率教職員の数は、必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにする予定	21,875	91.9
関係業者を利用する場合には、関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって旅行・集団宿泊的行事の安全確保につき万全を期する予定	20,953	88.1
関係業者について、信用度等を十分に調査したうえで利用し、これと不明朗な関係を持つことのないよう注意する予定	20,747	87.2
旅客運送を利用する場合には、その安全確保（例：関係業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）を予め確認する予定	20,446	85.9
児童生徒への事前の安全指導を徹底する予定	21,868	91.9

（３）適切な教育活動の実施について

問 12　学校として旅行・集団宿泊的行事に係る教育活動を計画・実施するに当たって、教育基本法第１４条第２項や「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成２７年１０月２９日付初等中等教育局長通知）、「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」（令和８年４月７日付通知）等を踏まえ、確認（自己点検）等を行ったか。（１つ選択）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
確認（自己点検）及び見直しを実施した（見直しの必要がないと判断した場合を含む）	21,950	70.1
確認（自己点検）及び見直しを実施中	3,626	11.6
確認（自己点検）及び見直しを今後行う予定	5,740	18.3
確認（自己点検）及び見直しを行う予定はない	0	0

【学校向け設問（私立）】

（１）学校における校外活動時の安全の確保について

問１　学校保健安全法で各学校に作成が義務付けられている「危機管理マニュアル」を備えているか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
備えている	2,470	100
備えていない	0	0

問２　問１で「備えている」を選択した場合、「危機管理マニュアル」の記載内容について、通知を踏まえ、点検を行ったか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
点検を行った	1,520	61.5
今後点検を行う予定	943	38.2
点検を行う予定はない	7	0.3

問３　問２で「点検を行った」を選択した場合、点検結果を踏まえ、「危機管理マニュアル」の改定を行ったか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
改定を行った	622	40.9
今後改定を行う予定	778	51.2
改定を行う予定はない	120	7.9

問４　問３で「改定を行った」を選択した場合、校外活動に関し、以下のような記載はなされているか。（近いものを選択。複数選択可）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
校外活動先における事前調査に関すること	522	83.9
活動中における気象情報や、悪天候などで活動ができない場合の代案等に関すること	482	77.5
訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整に関すること	514	82.6
引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員等との定期的な連絡方法に関すること	543	87.3
児童生徒が教職員から離れて活動する場合の児童生徒から教職員への報告体制や学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制の整備に関すること	500	80.4
校外活動における緊急時の対応等についての保護者への情報提供に関すること	541	87.0
活動に関する児童生徒への事前の安全教育・指導に関すること	488	78.5
障害のある児童生徒等の特性に応じた配慮や、一人で避難できない児童生徒への対応等に関すること	319	51.3

問５　今年度実施済み又は実施予定の国内の校外活動において、船舶を利用したこと又は船舶を利用する予定はあるか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
利用したことがあり、今後も利用予定がある	626	25.3
利用したことがあるが、今後は利用予定はない	195	7.9
利用したことがないが、今後は利用予定がある	147	6.0
利用したことがなく、今後の利用予定もない	1,446	58.5
未定	56	2.3

問６　問５で「利用したことがあり、今後も利用予定がある」又は「利用したことがあるが、今後は利用予定はない」を選択した場合、海上運送法の許認可を取得した事業者を選定したか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
選定した	767	93.4
選定していない	54	6.6

問７　問５で「利用したことがあり、今後も利用予定がある」又は「利用したことがないが、今後は利用予定がある」を選択した場合、海上運送法の許認可を取得した事業者を選定する予定はあるか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
選定予定	727	94.0
選定予定なし	27	3.5
分からない	19	2.5

（２）旅行・集団宿泊的行事における留意点について

問８　貴校のいずれかの学年において、回答日時点で、今年度、旅行・集団宿泊的行事を実施したか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
実施した	1,421	57.5
実施していない	1,049	42.5

問９　問８で「実施した」を選択した場合、通知等を踏まえ、以下の対応を取ったか。（複数選択可）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
計画・実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、これらの内容や行程等の詳細について、児童生徒や保護者に予め十分に説明した	1,391	97.9
事前の実地調査や関係者間での打合せなどにより、経路、交通機関、行程の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、安全に実施するために必要十分な情報を予め確認した	1,384	97.4
引率教職員の数は、必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにした	1,390	97.8
関係業者を利用する場合には、関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって旅行・集団宿泊的行事の安全確保につき万全を期した	1,311	92.3
関係業者について、信用度等を十分に調査したうえで利用し、これと不明朗な関係を持つことのないよう注意した	1,256	88.4
旅客運送を利用する場合には、その安全確保（例：関係業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）を予め確認した	1,240	87.3
児童生徒への事前の安全指導を徹底した	1,338	94.2

問 10　貴校のいずれかの学年において、回答日以降、今年度、旅行・集団宿泊的行事を実施する予定はあるか。

選択肢	回答数（校）	割合（%）
実施する予定	2,264	91.7
実施する予定はない	206	8.3

問 11　問 10 で「実施する予定」を選択した場合、通知等を踏まえ、以下の対応を取る予定はあるか。（複数選択可）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
計画・実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、これらの内容や行程等の詳細について、児童生徒や保護者に予め十分に説明する予定	2,204	97.3
事前の実地調査や関係者間での打合せなどにより、経路、交通機関、行程の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、安全に実施するために必要十分な情報を予め確認する予定	2,164	95.6
引率教職員の数は、必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにする予定	2,179	96.2
関係業者を利用する場合には、関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって旅行・集団宿泊的行事の安全確保につき万全を期する予定	2,122	93.7
関係業者について、信用度等を十分に調査したうえで利用し、これと不明朗な関係を持つことのないよう注意する予定	2,097	92.6
旅客運送を利用する場合には、その安全確保（例：関係業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）を予め確認する予定	2,085	92.1
児童生徒への事前の安全指導を徹底する予定	2,156	95.2

（３）適切な教育活動の実施について

問 12　学校として旅行・集団宿泊的行事に係る教育活動を計画・実施するに当たって、教育基本法第１４条第２項や「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成２７年１０月２９日付初等中等教育局長通知）、「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」（令和８年４月７日付通知）等を踏まえ、確認（自己点検）等を行ったか。（１つ選択）

選択肢	回答数（校）	割合（%）
確認（自己点検）及び見直しを実施した（見直しの必要がないと判断した場合を含む）	1,713	70.3
確認（自己点検）及び見直しを実施中	293	12.0
確認（自己点検）及び見直しを今後行う予定	431	17.7
確認（自己点検）及び見直しを行う予定はない	0	0

【教育委員会向け設問】

※　該当する教育委員会区分（都道府県、指定都市、市区町村）及び所管の学校数（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）の設問は省略

※　省略している設問もあるため、フォローアップ項目本体の問番号と以下の問番号は異なる

＜危機管理マニュアルについて＞

問１　所管の学校に対し、通知を踏まえた「危機管理マニュアル」の点検の指示を行ったか。

選択肢	回答数	割合（%）
行った	1,747	96.8
行っていない	58	3.2

※　「行っていない」と回答した教育委員会の中には、今後行う予定であるとしていたものを含む。

問２　問１で「行った」を選択した場合、点検結果の報告を受けているか。

選択肢	回答数	割合（%）
受けている	1,601	91.6
受けていない	146	8.4

※　「受けていない」と回答した教育委員会の中には、学校の点検が継続中であるとしていたものを含む。

問３　問１で「行った」を選択した場合、マニュアル改定を行った報告を受けているか。

選択肢	回答数	割合（%）
受けている	996	57.0
受けていない	751	43.0

※　点検を行った結果、内容が十分であれば、マニュアル改定を行う必要はないため、報告を受けていない場合もある。

＜今年度の旅行・集団宿泊的行事に係る確認について＞

問４　所管の学校における今年度の旅行・集団宿泊的行事の実施に当たり、各学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分検討し、安全性が確保されているか、確認したか。

選択肢	回答数	割合（%）
全ての学校について確認した	1,103	61.1
一部の学校について確認済みであり、その他については今後、確認予定	544	30.1
全ての学校について今後、確認予定	158	8.8
確認の予定はない	0	0

問５　所管の学校における今年度の旅行・集団宿泊的行事の実施に当たり、各学校が作成した計画について、教育基本法第１４条第２項や「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成２７年１０月２９日付初等中等教育局長通知）、「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」（令和８年４月７日付通知）等に照らして、適切な計画になっているか、確認したか。

選択肢	回答数	割合（%）
全ての学校について確認した	1,065	59.0
一部の学校について確認済みであり、その他については今後、確認予定	526	29.1
全ての学校について今後、確認予定	214	11.9
確認の予定はない	0	0

【国公立大学法人向け設問】

※　設置する附属学校数に関する設問は省略

※　省略している設問もあるため、フォローアップ項目本体の問番号と以下の問番号は異なる

＜危機管理マニュアルについて＞

問１　設置する学校に対し、通知を踏まえた「危機管理マニュアル」の点検の指示を行ったか。

選択肢	回答数	割合（%）
行った	57	96.6
行っていない	2	3.4

※　「行っていない」と回答した国公立大学法人の中には、今後行う予定であるとしていたものを含む。

問２　問１で「行った」を選択した場合、点検結果の報告を受けているか。

選択肢	回答数	割合（%）
受けている	54	94.7
受けていない	3	5.3

※　「受けていない」と回答した国公立大学法人の中には、学校の点検が継続中であるとしていたものを含む。

問３　問１で「行った」を選択した場合、マニュアル改定を行った報告を受けているか。

選択肢	回答数	割合（%）
受けている	33	57.9
受けていない	24	42.1

※　点検を行った結果、内容が十分であれば、マニュアル改定を行う必要はないため、報告を受けていない場合もある。

＜旅行・集団宿泊的行事に係る体制について＞

問４　設置する学校における旅行・集団宿泊的行事の計画について、当該計画の企画・実施を担当する教職員以外の組織・職員が、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分検討し、安全性が確保されているかを確認するなど、計画の適切性に関する重層的なチェック体制が整備されているか。

選択肢	回答数	割合（%）
整備されている	33	55.9
今後、整備する予定	26	44.1
整備する予定はない	0	0

問５　問４で「整備されている」又は「今後、整備する予定」を選択した場合、国公立大学法人内のどの組織・機関等において確認することとなるのか。（複数選択可）

選択肢	回答数	割合（%）
国公立大学法人の理事	5	8.5
国公立大学法人の監事	0	0
国公立大学法人本部に置かれる組織・職員	20	33.9
設置校に置かれる安全管理に係る確認等を担当する組織・職員（当該旅行・集団宿泊的行事の企画・実施を担当する職員を除く）	45	76.3
その他	11	18.6

＜今年度の旅行・集団宿泊的行事に係る確認について＞

問６　今年度の旅行・集団宿泊的行事の実施に当たり、設置する学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分検討し、安全性が確保されているか、確認したか。

選択肢	回答数	割合（%）
全ての学校について確認した	19	32.2
一部の学校について確認済みであり、その他については今後、確認予定	13	22.0
全ての学校について今後、確認予定	27	45.8
確認の予定はない	0	0

問７　問６で「確認した」又は「今後、確認予定」を選択した場合、国公立大学法人内のどの組織・機関等において確認した、又は確認予定であるか。（複数選択可）

選択肢	回答数	割合（%）
国公立大学法人の理事	4	6.8
国公立大学法人の監事	0	0
国公立大学法人本部に置かれる組織・職員	21	35.6
設置校に置かれる安全管理に係る確認等を担当する組織・職員（当該旅行・集団宿泊的行事の企画・実施を担当する職員を除く）	43	72.9
その他	10	16.9

問８　設置する学校における今年度の旅行・集団宿泊的行事の実施に当たり、各学校が作成した計画について、教育基本法第１４条第２項や「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成２７年１０月２９日付初等中等教育局長通知）、「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」（令和８年４月７日付通知）等に照らして、適切な計画になっているか、確認したか。

選択肢	回答数	割合（%）
全ての学校について確認した	20	33.9
一部の学校について確認済みであり、その他については今後、確認予定	11	18.6
全ての学校について今後、確認予定	28	47.5
確認の予定はない	0	0

問９　問８で「確認した」又は「今後、確認予定」を選択した場合、国公立大学法人内のどの組織・機関等において確認した、又は確認予定であるか。（複数選択可）

選択肢	回答数	割合（%）
国公立大学法人の理事	4	6.8
国公立大学法人の監事	1	1.7
国公立大学法人本部に置かれる組織・職員	19	32.2
設置校に置かれる安全管理に係る確認等を担当する組織・職員（当該旅行・集団宿泊的行事の企画・実施を担当する職員を除く）	44	74.6
その他	9	15.3

【学校法人（学校設置会社含む）向け設問】

※　設置する学校数、大臣所轄学校法人等の該当有無に関する設問は省略

※　省略している設問もあるため、フォローアップ項目本体の問番号と以下の問番号は異なる

＜危機管理マニュアルについて＞

問１　設置する学校に対し、通知を踏まえた「危機管理マニュアル」の点検の指示を行ったか。

選択肢	回答数	割合（%）
行った	1,070	87.1
行っていない	158	12.9

※　「行っていない」と回答した学校法人等の中には、今後行う予定であるとしていたものを含む。

問２　問１で「行った」を選択した場合、点検結果の報告を受けているか。

選択肢	回答数	割合（%）
受けている	974	91.0
受けていない	96	9.0

※　「受けていない」と回答した学校法人等の中には、学校の点検が継続中であるとしていたものを含む。

問３　問１で「行った」を選択した場合、マニュアル改定を行った報告を受けているか。

選択肢	回答数	割合（%）
受けている	522	48.8
受けていない	548	51.2

※　点検を行った結果、内容が十分であれば、マニュアル改定を行う必要はないため、報告を受けていない場合もある。

＜旅行・集団宿泊的行事に係る体制について＞

問４　設置する学校における旅行・集団宿泊的行事の計画について、当該計画の企画・実施を担当する教職員以外の組織・職員が、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分検討し、安全性が確保されているかを確認するなど、計画の適切性に関する重層的なチェック体制が整備されているか。

選択肢	回答数	割合（%）
整備されている	852	69.4
今後、整備する予定	364	29.6
整備する予定はない	12	1.0

※　「整備する予定はない」と回答した学校法人の中には、小規模法人において理事長が校長を兼ねている等としていたものを含む。

問５　問４で「整備されている」又は「今後、整備する予定」を選択した場合、学校法人（学校設置会社）内のどの組織・機関等において確認することとなるのか。（複数選択可）

選択肢	回答数	割合（%）
学校法人の理事／学校設置会社の取締役	379	31.2
監事／学校設置会社の監査役	58	4.8
学校法人本部（学校設置会社）に置かれる組織・職員	521	42.8
設置校に置かれる安全管理に係る確認等を担当する組織・職員（当該旅行・集団宿泊的行事の企画・実施を担当する職員を除く）	988	81.3
その他	61	5.0

＜今年度の旅行・集団宿泊的行事に係る確認について＞

問６　今年度の旅行・集団宿泊的行事の実施に当たり、設置する学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分検討し、安全性が確保されているか、確認したか。

選択肢	回答数	割合（%）
全ての学校について確認した	786	64.0
一部の学校について確認済みであり、その他については今後、確認予定	89	7.2
全ての学校について今後、確認予定	331	27.0
確認の予定はない	22	1.8

※　「確認の予定はない」と回答した学校法人等の中には、今年度、設置する学校で旅行・集団宿泊的行事を行う予定がない等としていたものを含む。

問７　問６で「確認した」又は「今後、確認予定」を選択した場合、学校法人（学校設置会社）内のどの組織・機関等において確認した、又は確認予定であるか。（複数選択可）

選択肢	回答数	割合（%）
学校法人の理事／学校設置会社の取締役	399	33.1
監事／学校設置会社の監査役	56	4.6
学校法人本部（学校設置会社）に置かれる組織・職員	545	45.2
設置校に置かれる安全管理に係る確認等を担当する組織・職員（当該旅行・集団宿泊的行事の企画・実施を担当する職員を除く）	956	79.3
その他	63	5.2

問８　設置する学校における今年度の旅行・集団宿泊的行事の実施に当たり、各学校が作成した計画について、教育基本法第１４条第２項や「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成２７年１０月２９日付初等中等教育局長通知）、「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」（令和８年４月７日付通知）等に照らして、適切な計画になっているか、確認したか。

選択肢	回答数	割合（%）
全ての学校について確認した	788	64.2
一部の学校について確認済みであり、その他については今後、確認予定	76	6.2
全ての学校について今後、確認予定	352	28.7
確認の予定はない	12	1.0

※　「確認の予定はない」と回答した学校法人等の中には、今年度設置する学校で旅行・集団宿泊的行事を行う予定がない等としていたものを含む。

問９　問８で「確認した」又は「今後、確認予定」を選択した場合、学校法人（学校設置会社）内のどの組織・機関等において確認した、又は確認予定であるか。（複数選択可）

選択肢	回答数	割合（%）
学校法人の理事／学校設置会社の取締役	411	33.8
監事／学校設置会社の監査役	61	5.0
学校法人本部（学校設置会社）に置かれる組織・職員	543	44.7
設置校に置かれる安全管理に係る確認等を担当する組織・職員（当該旅行・集団宿泊的行事の企画・実施を担当する職員を除く）	954	78.5
その他	52	4.3

【本件担当】

＜フォローアップ全般について＞

担当名　初等中等教育局児童生徒課庶務担当
電話　03－5253－4111（内線 2389・2386）

＜各設問について＞

○国公私立学校、教育委員会、国公立大学法人、学校法人、学校設置会社

・学校における校外活動時の安全の確保、危機管理マニュアルに関すること
担当名　総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
学校安全係
電話 03-5253-4111（内線 2966）

・ 旅行・集団宿泊的行事における留意点・体制等に関すること
担当名　初等中等教育局児童生徒課庶務担当
電話　03－5253－4111（内線 2389・2386）

・ （旅行・集団宿泊的行事における）適切な教育活動の実施に関すること
担当名　初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
電話　03－5253－4111（内線 2073）

※上記以外の法人（設置者）固有の設問について

○国公立大学法人

担当名　初等中等教育局児童生徒課庶務担当
電話　03－5253－4111（内線 2389・2386）

○学校法人（学校設置会社を含む）

担当名　高等教育局私学部私学行政課法規係
電話　　03-5253-4111（内線 2533）

今般の死傷事故を受け、校外活動の実施に当たって留意いただきたい点等を通知しますので、今回のような痛ましい事故が二度と発生することの無いよう、対応の徹底をお願いします。

８文科初第58号
令和８年４月７日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人学長　殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第１２条第
１項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
望月　禎
文部科学省総合教育政策局長
塩見　みづ枝
文部科学省高等教育局長
合田　哲雄

学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）

令和８年３月16日、京都府内の高等学校における校外活動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生しました。学校の管理下での教育活動の最中に、決してあってはならない事故が起きてしまったことは極めて遺憾です。

学校における校外活動を実施するに当たっては、事故防止等に万全の措置が必要です。学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第29条において各学校で「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられており、文部科学省としてはこれまでに、学校のマニュアル作成の参考となる「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年２月）等を示してきたところです。また、修学旅行等における安全確保にあたり留意いただきたい点等については、関係の通知等において示してきたところです。

上記の事故については、現在、その詳細な調査等が進められているところでありますが、今後の各学校における校外活動の実施に当たり、今回の事故を受け、改めて、安全の確保のために配慮いただきたい点や教育活動として適切に計画・実施していただくに当たって留意いただきたい点等を下記のとおり通知しますので、今回のような痛ましい事故が二度と発生することの無いよう、対応の徹底をお願いします。

各学校の設置者におかれましては、本通知の趣旨を踏まえ、本年度の学校における校外活動の実施に当たり、改めて安全性が確保されているか、その実施内容が適切であるかについて確認いただくとともに、必要に応じて見直しを図っていただくようお願いいたします。

高等学校等については、社会全体で高校教育の支援を行っていく観点から、本年４月に新たな高等学校等就学支援金制度が開始され、その適切な実施とともに、その教育活動や学校運営に対し期待と責任が求められています。各都道府県知事にあっては所轄の私立学校及び学校法人において適切な運営がなされるよう、必要な指導・助言を行っていただきますようお願いいたします。

加えて、都道府県知事において上記の対応等を行う上では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の５の規定により、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることから、必要に応じ、教育委員会の助言又は援助も得つつ、適切に対応いただくようお願いします。

これらのことについて、各都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県知事にあっては所轄の学校及び学校法人に対して、国公立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長にあっては設置する学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して周知いただきますとともに、適切な対応がなされるよう、特段のご配慮をお願いします。

記

１．学校における校外活動時の安全の確保について

学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法に基づき、危機管理マニュアルの作成が義務付けられており、文部科学省としては、特に校外活動等の安全の確保について、以下の通り参考資料等を示している。

改めて、以下資料等を参考に、各学校の「危機管理マニュアル」の記載内容を点検いただき、必要に応じて改定等を行っていただきたい。その際、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」及び同ガイドラインに掲載されているチェックリストも活用しながら、各学校の「危機管理マニュアル」に沿った実際の学校における活動を徹底し、校外活動時の安全確保に万全を期していただきたい。

※「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成 31 年３月改訂２版）
・校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒等への事前の安全に関する指導の十分な実施及び教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施すること（第

３章第３節２（２）校外活動時等における事故等発生時の留意点）

※「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年２月）
・校外での活動を行う場合は、事前に現地の状況や気象情報などを十分に把握すること
・悪天候などで活動を変更又は中止する場合を想定し、事前に代案を決めておくとともに、活動中は気象情報に配慮すること
・児童生徒等が教職員から離れて活動する場合などは、児童生徒等から教職員への報告体制や学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制を整備すること（以上、第３章-２【２】校外活動時に事故等が発生した場合の留意点における事前の対策を参照）
・障害のある児童生徒等が在籍する場合には、伝達方法の整備や避難経路・避難体制の整備など、障害のある児童生徒等の特性に応じた内容となるよう留意すること（第３章-10 特別支援学校等における留意点を参照）

※「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和３年６月）
◆ 校外活動における危機未然防止対策
（１）事前の検討・対策
遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。
・校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討すること
・事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させること
・訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行うこと
・引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討すること
・災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とすること
・緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認すること
・一人で避難できない児童への対応について検討すること

加えて、今般の事案を踏まえ、修学旅行等においては、利用する旅客運送の安全確保（例：関係事業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）について、予め確認すること等も重要である。

特に、船舶により旅客を運送する事業には、海上運送法の許認可の取得が必要となっているところである。海上運送法の許認可を取得した事業者については、安全管理規程において発航基準等を定め地方運輸局等に届出し、経営の責任者、運航管理者、船長等は安全管理規

程を遵守することが義務づけられている。このため、特に修学旅行等において船舶を利用する場合には、海上運送法の許認可を取得した事業者を選定すべきである。船舶運航事業者に係る海上運送法の許認可の取得の有無については、船舶を運航する地域の地方運輸局等にお尋ねいただければ確認することが可能であり、また、船舶運航事業者の安全対策への取組状況を検索できる「旅客船事業者の安全情報検索サイト」を活用することで確認することも可能である。なお、船舶の利用時点では情報が変更となっている場合があるため、最新の情報については、地方運輸局等又は事業者へ確認することが望ましい。

２．旅行・集団宿泊的行事（※）における留意点について

（※）中学校・高等学校学習指導要領では「旅行・集団宿泊的行事」、小学校学習指導要領では「遠足・集団宿泊的行事」と規定されている

学習指導要領上、「特別活動」の中の「学校行事」に位置づけられる修学旅行等の「旅行・集団宿泊的行事」に該当するものは、平素と異なる生活環境の中にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、校外における多様な集団活動を通して、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすることを目的とする意義ある教育活動であるが、一方で、このような多様な活動の重要性を踏まえつつ、校外を集団で行動すること等に伴い、絶えず事故等の発生の余地をはらんだものであることを改めて教職員間で強く認識し、児童生徒等の安全を確保するための対応を徹底する必要がある。

このことから、学校においては、前記１に加え、その実施に当たり、特に以下のことに留意いただきたい。

- 計画・実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、これらの内容や行程等の詳細について、児童生徒や保護者に対し予め十分に説明し、不利益が生じることがないようにすること。
- 事前の実地調査や関係者間での打合せなどにより、経路、交通機関、行程の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、安全に実施するために必要十分な情報を予め確認すること。
- 引率教職員の数は、必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにし、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるよう、配慮すること。引率責任者は、計画作成の中心となり、また、その実施にあたっては、的確に状況を判断し、予期しない事情の変化に際しては、日程、経路、目的地を変更することや、引率教員の体制を見直すこと等、臨機応変の措置を取ること。
- 関係業者を利用する場合には、関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって旅行・集団宿泊的行事の安全確保につき万全を期すること。なお、関係業者については信用度等を十分に調査したうえで利用し、また、これと不明朗な関係をもつことのないよう厳に注意すること。
- 加えて、旅行・集団宿泊的行事の実施に当たっては、児童生徒への事前の安全指導の徹

底を図ること。

学校の設置者においては、平素から、各学校に対して、旅行・集団宿泊的行事のもつ意義と留意点についての理解の徹底を図るとともに、各学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分検討し、特に、児童生徒の安全と健康の保持上無理なく適切なものとなるよう必要な指導を行っていただきたい。さらに、万一、事故等緊急の対応が必要な場合、すみやかな対応がとれる体制を整えていただきたい。

その他、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領解説（特別活動編）や、「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について」（昭和 43 年 10 月２日付け、文初中第 450 号文部省初等中等教育局長通達)、「修学旅行における安全確保の徹底について」（昭和 63 年３月 31 日付け、文初高第 139 号文部事務次官通達）などを参照いただきたい。

３．適切な教育活動の実施について

高等学校等における教育活動については、これまで教育基本法第 14 条第２項で「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」が禁止されていることに留意することや、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であり、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意することなどを示している（「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（平成 27 年 10 月 29 日付け、27 文科初第 933 号初等中等教育局長通知)」）ところであるが、これらの考え方に基づき教育活動を行う必要があることは、義務教育諸学校等においても同様であることは言うまでもない。

このことを踏まえ、各学校においては、旅行・集団宿泊的行事等を含む教育活動について、上記の趣旨に照らして適切に行われているか、適切に計画されているかについて、改めて確認し、必要に応じて見直しを図るとともに、児童生徒や保護者等の十分な理解を得るために、教育活動の趣旨や具体的な内容等について事前に十分な説明を行っていただきたい。

また、学校の設置者においては、こうしたことが各学校において適切に行われるよう、必要な指導を行っていただきたい。

【別添資料】

資料：高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（平成 27 年 10 月 29 日付け、27 文科初第 933 号初等中等教育局長通知）（抜粋）

＜本件担当＞
（本通知全体及び修学旅行等について）
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
ＴＥＬ　03-5253-4111（内線 2389）

（校外活動時の安全管理について）
文部科学省総合教育政策局男女共同参画
共生社会学習・安全課
ＴＥＬ　03-5253-4111（内線 2966）

（教育課程上の取扱い等について）
文部科学省初等中等教育局教育課程課
ＴＥＬ　03-5253-4111（内線 2073）

（私立学校制度について）
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
ＴＥＬ　03-5253-4111（内線 2531）

別添資料

○高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について
（平成２７年１０月２９日付け初等中等教育局長通知）（抜粋）

第１　高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第１４条第１項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第１４条第２項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第２　政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

１．政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

２．政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

３．指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的

な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成２７年３月４日付け２６文科初第１２５７号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

４．生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要となる知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

５．教員は、公職選挙法第１３７条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成１９年法律第５１号）第１０３条第２項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。